

## 江津市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、安全で良好な市街地の形成と良好な住環境の整備を図ることを目的とし、道路拡幅を行う者に対して交付する江津市狭あい道路拡幅整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、江津市補助金交付規則（平成2年江津市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 市道認定路線で、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定した道路（以下「2項道路」という）及び特定行政庁がこれに準ずると認める道路をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項及びこの要綱により境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 現況の道路境界線と2項道路の後退道路境界線との間にある土地をいう。
- (4) 後退杭等 道路後退線上の主要な位置に設ける境界標示杭又は標示プレート等をいう。
- (5) 建築物 法第2条第1号に規定するもの（これに付属する門又は塀を除く。）
- (6) 工作物等 建築物に付属する擁壁、門、塀、樹木等をいう。
- (7) 建築主等 狭あい道路に接する土地において、建築物若しくは工作物の築造若しくは造成をする者又はその土地の所有者をいう。
- (8) 建築行為等 狭あい道路に接する土地において建築物若しくは工作物の築造又は造成をすることをいう。

### (適用の範囲及び除外)

第3条 この告示に基づく補助金の交付の対象は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 江津市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に規定される都市計画区域内の狭あい道路で後退用地の整備をするため、支障物の除却等及び舗装を行う者
- (2) 後退用地を無償で使用することに承諾する者または無償で提供する者

2 この告示の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
- (2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業を施行する場合
- (3) 国、地方公共団体等の公的機関が行う場合
- (4) 市長が、この告示の適用が不相当と認める場合

(補助対象種別及び補助金の額)

第 4 条 補助金の対象となる種別及びその補助金額は、別表に定め、1 件当たりの交付限度額は、分筆に係る測量及び登記の費用に要する経費は 20 万円（無償で提供する者に限る）、拡幅部分の整備（既存支障物の除却等及び舗装）に要する経費は 30 万円とし、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手前に補助金等交付申請書（様式第 1 号）に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条による交付申請若しくは第 8 条による変更申請が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(後退杭等の設置)

第 7 条 市長は、前条に規定する通知をしたときは、建築主等に後退杭等を支給するものとする。

2 建築主等は、支給された後退杭等を後退線上に設置するものとする。

3 市長は、前項に規定する杭の設置に先立ち、関係者の立会により狭あい道路の中心線を確定し、標示するものとする。

(計画等の変更)

第 8 条 計画の変更をしようとする者は、速やかに補助金等計画変更申請書（様式第 3 号）に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 交付決定を受けた者は、事業が完了した時は、補助事業等完了届（様式第

4号)及び、補助事業等完了実績報告書(様式第5号)に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則(平成31年1月9日告示第1号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月3日告示第154号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	助成額	
分筆に係る測量及び登記の費用に要する経費（後退用地の分筆及び登記に係るものに限る。）	実費（限度額は200,000円）	
コンクリートブロック塀等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	1 m当たり 8,400 円	
板塀、フェンス等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	1 m当たり 2,000 円	
門柱、門扉等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	1箇所当たり 9,200 円	
樹木等の除去又は移植に要する経費	幹周 15cm 未満のもの	1本当たり 2,700 円
	幹周 15cm 以上 25cm 未満のもの	1本当たり 5,800 円
	幹周 25cm 以上 40cm 未満のもの	1本当たり 10,900 円
	幹周 40cm 以上のもの	1本当たり 16,900 円
コンクリート擁壁等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	段差が 20cm 未満のもの	1 m当たり 1,000 円
	段差が 20cm 以上 1 m 未満のもの	1 m当たり 3,100 円
	段差が 1 m 以上のもの	1 m当たり 12,400 円
舗装に要する経費	前面道路がアスファルト舗装の場合	1 m <sup>2</sup> 当たり 6,400 円

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト舗装 t = 5 cm</li> <li>・上層路盤 (M-30) t = 10cm</li> <li>・下層路盤 (C-30) t = 10cm</li> </ul> <p>※同等以上とする</p>	
	<p>前面道路がコンクリート舗装の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート舗装 (ハケ引き仕上げ) t = 10cm</li> <li>・鉄筋 (溶接金網等) D6 mm@15cm</li> <li>・下層路盤 (C-30) t = 10cm</li> <li>・敷地境界部分に目地を入れること (目地板等)</li> </ul> <p>※同等以上とする</p>	1 m <sup>2</sup> 当たり 9,200 円
その他	市長が特に必要と認めたもの	市長が定める額